

消防予第368号
平成22年8月26日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長
(公印省略)

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第86号。以下「改正省令」という。）が、平成22年8月26日に公布されました。

今回の改正は、住宅用防災警報器又は住宅用防災警報設備等（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加することに関し、所要の整備を行うものです。

また、これに伴って、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自甲消予発第73号。以下「火災予防条例（例）」という。）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、「複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号。以下「複合型居住省令」という。）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと（改正省令による改正後の「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成16年総務省令第138号）第6条第3号関係）。

第二 火災予防条例（例）の改正に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に

複合型居住省令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと（改正後の火災予防条例（例）第29条の5第6号関係）。

第三 施行期日に関する事項

施行期日は、平成22年12月1日としたこと（改正省令附則及び火災予防条例（例）の一部を改正する条例（例）附則関係）。

担当 消防庁予防課 千葉、永渕 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

総務省令第八十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣 原口 一博

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

三 複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>（住宅用防災警報器に関する基準）</p> <p>第七条 （略）</p>	<p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（住宅用防災警報器に関する基準）</p> <p>第七条 （略）</p>

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の五に次の一号を加える。

六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省

令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>（設置の免除）</p> <p>第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき</p> <p>（基準の特例）</p> <p>第二十九条の六 （略）</p>	<p>（設置の免除）</p> <p>第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（基準の特例）</p> <p>第二十九条の六 （略）</p>